

夏の

令和7年7月11日金～7月20日日

交通安全運動

～こどもと高齢者の交通事故防止～

毎月1日は「秋田県交通安全の日」です



～急がずに マナーとゆとりで 交通安全～

横断歩行者の交通事故防止 ～秋田の道路は 歩行者ファースト！～

横断歩道は**歩行者優先**です。

運転者は、**信号機のない横断歩道**を渡ろうとしている歩行者を見かけたら、横断歩道の手前で**一時停止**して道をゆずりましょう。

主唱

秋田県交通安全対策協議会

秋田県

秋田県警察

飲酒運転等の危険運転の防止

～8月は「飲酒運転追放県民運動」強調期間です～

- 飲酒運転は、極めて悪質・危険な犯罪です。

飲酒運転の罰則（酒酔い運転の場合）

◆ドライバー	5年以下の拘禁刑又は
◆車両の提供者	100万円以下の罰金
◆酒類の提供者	3年以下の拘禁刑又は
◆同乗者	50万円以下の罰金



- 地域・職場・家庭で飲酒運転を絶対にしない、させない環境をつくりましょう。

後部座席を含めた全ての座席のシートベルトの着用と チャイルドシートの正しい使用の徹底

- 全席でのシートベルト着用は、法律で定められた義務です。
- 令和6年に県警察とJAFがシートベルト着用状況を合同調査した結果、一般道路における後部座席の着用率が47.6%でした。
- 運転者は、出発の前に全員がシートベルトを着用しているか、チャイルドシートを正しく使用しているか確認しましょう。
- チャイルドシートは、こどもの体格に合ったものを正しく使用しましょう。

自転車の安全利用の促進

～毎月15日は「自転車利用マナーアップの日」です～

- 「自転車安全利用五則」を守りましょう。

自転車安全利用五則

- ①車道が原則、左側を通行
歩道は例外、歩行者を優先
- ②交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- ③夜間はライトを点灯
- ④飲酒運転は禁止
- ⑤ヘルメットを着用



自転車は車のなかまです

- 自転車による事故に備えるため、自転車損害賠償責任保険等に参加しましょう。（秋田県では保険等の加入が義務です。）
- 令和6年11月1日から携帯電話を使用しながらの運転の罰則が強化され、酒気帯び運転と酒気帯び運転のほう助が罰則の対象となりました。
- 道路交通法の一部改正により、令和5年4月1日から全ての自転車利用者のヘルメット着用が努力義務となっています。頭部を守るためにしっかり着用しましょう！